

第147回簿記検定試験

実施要項

新居浜商工会議所

- 1 主 催 日本商工会議所
新居浜商工会議所

- 2 試験日時 平成29年11月19日(日)
1・3級 午前9時から
2級 午後1時30分から
(各級一斉・時間厳守)
※試験開始の10分前には必ずご着席ください。

- 3 試験場 新居浜商工会館
新居浜市一宮町2-4-8
電話(0897)33-5581

- 4 受験資格 制限ありません。

- 5 受験料 1級 7,710円 2級 4,630円
3級 2,800円

- 6 申込受付期間 平成29年9月11日(月)～10月20日(金)

- 7 申込場所 新居浜商工会議所

- 8 特 典 2級以上の合格者は、大学や短大等の推薦入学に有利です。
1級に合格すると、税理士試験の受験資格が与えられます。

- 9 申込方法 (1) 新居浜商工会議所が交付する受験申込書に、所定の事項を記入し、受験料を添えてお申し込み下さい。受験申込書への記入は、原則として自筆と致します。
 (2) 郵送、電話による申し込みは、一切受付出来ません。
 なお、既納の受験料は、お返し出来ません。
- 10 制限時間
- | | | | | |
|----|------|------|--------|--------|
| 1級 | 制限時間 | (前半) | 1時間30分 | |
| | | 〃 | (後半) | 1時間30分 |
| | | | 計 | 3時間 |
| 2級 | 〃 | | 2時間 | |
| 3級 | 〃 | | 2時間 | |
- 11 採点 (1) 各級とも満点を100点とし、得点70点以上をもって合格とします。但し、1級に限り1科目毎の得点が40%に満たない者は不合格とします。
 (2) 試験科目
 1級 商業簿記
 会計学
 工業簿記
 原価計算
 2級 商業簿記
 工業簿記
 3級 商業簿記
- 12 合格発表 試験の8日後、新居浜商工会議所のホームページにて合格者の受験番号をお知らせいたします。
<http://www.niicci.or.jp>
 (1級は中央審査のため、約50日間を要します。)
 また、電話でのお問い合わせは、受験者本人からのみ受け付けます。
- 13 合格証書の交付 合格発表約1か月後、新居浜商工会議所にて、受験票と引き換えにお渡しいたします。

(保存期間は試験日から1年間です。)
なお、答案は公開、返却をいたしません。

14 受験上の注意 試験時、不正行為等のあった場合は、合格を取り消します。

15 その他 当日は、次のものをご持参下さい。

①受験票

②筆記用具

※ HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム
(これ以外は原則として認めない)

③そろばん、電卓 (いずれも可)

※ メロディー付き、記憶機能付きの電卓 (電子手帳等) は、
持ち込み禁止といたします。

※ 携帯電話・PHS・ポケットベルの使用を禁止します。

④試験当日は、本人確認のため、原則として氏名や生年月日、
顔写真のいずれも確認できる身分証明書 (運転免許証や旅券 (パスポート)、住民基本台帳カード、社員証、学生証など) を持参し、受験票とともに、試験会場の机の上に置いてください。(ただし、小学生は除く。)

「受験者への連絡・注意事項」

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。